

公益信託くまもと21ファンド 事業実施規程運用例規

(目的)

第1 公益信託くまもと21ファンド事業実施規程（以下「実施規程」という。）の運用上、取り扱いを一定しておく必要のある事項について、実施規程第18条第2項の規定に基づき、この例規を定める。

(個人への助成)

第2 実施規程第3条の個人への助成については、この公益信託が民間活動の人的拡がりや団体としての活動を重んずる立場をとっており、また民間団体の活動についても比較的規模の大きいものを対象としていることから、それとの均衡も考慮し、当分の間、個人の活動であっても、全国的な意義と波及効果のある活動と認められるものを助成の対象として考えるものとする。

2 個人の助成申込みについては、推せん者の推せん書を添付することができるものとする。

(行政の除外)

第3 実施規程第3条第2号の規定により国及び地方公共団体は助成の対象から除かれることになるが、この場合、実施主体の名称のいかんにかかわらず、国及び地方公共団体の長などがその職務において代表者であるもの、または財政的、実施要員的に国及び地方公共団体が事実上の事業主体であると認められるものは、助成の対象から除くものとする。

(助成事業)

第4 実施規程第4条第1項の助成事業は、公開で行われるもの及び自己努力による活動の継続を前提とするものを原則とする。

2 実施規程第4条第1項の事業であっても、職業的芸術家の公演、芸術文化の作品展（自作の展示会を除く。）、劇場用映画の上演など芸術文化の鑑賞行為の主催を主とする事業は、次の理由により助成の対象としないものとする。

(1) 芸術等の鑑賞行為については、公立文化施設による自主文化事業など行政による施策が行われており、この公益信託としては県民の創造的活動を中心に助成したいと考えていること。

(2) 地域づくり活動や国際交流事業においても、部外者の力に過度に依存することなく、みずからの力による活動を中心に助成したいと考えていること。

(非営利的活動)

第5 実施規程第4条第2項の通常「営利を主な目的とする行動」を行っている団体等が、通常の目的を離れて純粋に社会奉仕の目的で行う事業については、この公益信託が薄弱な財政基盤のもとで活動している民間団体等の活動を助成しようとする趣旨のものであることも考慮のうえ、場合により判断するものとする。

2 地域特産品づくりを目的とする活動については、営利を目的とする場合が多いが、事業の性質により判断するものとする。

(固定施設等の整備費)

第6 実施規程第4条第3項の「固定施設等の整備費」には、固定施設、設備の整備に要する経費のほか、備品、財産的価値を有する物品の購入、修理に要する経費を含むものとする。

(同一団体等への助成)

第7 過去に助成対象となった団体等については、前回の助成申込み（助成を受けられなかった場合を除く。）から5年以上を経過しなければ、新たな助成申込みを受け付けることができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前回の助成申込み（助成を受けられなかった場合を除く。）から2年以上を経過した団体等であって、次の各号に該当するものについては、新たな助成申込みを受け付けることができるものとする。なお、この規定の適用に

あたっては、機械的な運用を避け、事業内容に特に配慮するものとし、連続しての適用は行わないものとする。

- (1) 当該助成申込みを行うことについて、特別な事情が認められること。
 - (2) 既に実施した助成事業の実施内容が良好であったこと。
 - (3) 助成事業者に一定の活動目標があり、目標達成のため自力で活動を継続していること。
 - (4) 当該助成申込みの事業内容が前回よりも充実し、活動目標の達成に大きく寄与できるものであること。
- 3 前2項の規定を回避する意図を持った新たな団体や実行委員会等の名義による事実上の同一団体等からの助成申込みと認められるものについては、前2項の規定を適用するものとする。

(学校教育活動)

第8 修学旅行、野外活動、その他学校教育の一環として行われる学校行事は、国・公立小学校の場合と同様、私立学校についても助成の対象から除くものとする。

2 学校において文化、体育等の部活動を行う部（クラブその他の名称を含む。）は、学校組織の一部であり、民間団体とはみなさないものとする。

(学術の取り扱い)

第9 学会の開催や学術研究、学術的著作の出版など、一般学術に関する活動が、文化の基礎として極めて重要なものであることは十分認識しつつ、この公益信託としては、当分の間、次の理由により文化振興助成事業の助成事業から除くことを原則とする。ただし、内容的に地域性の高いものについては、場合により判断するものとする。

- (1) 文化振興基金の目的が「地域文化の振興」であることから、地域性の高い文化活動を主な助成事業とする考え方をとっていること。
- (2) 年間の助成金の額からして、一般学術にまで助成事業を拡げることは、本来の助成目的に支障を生ずる恐れがあること。

(教室等の活動の取り扱い)

第10 音楽、舞踊その他の教室(名称にかかわらず類似のものを含む。以下「教室等」という。)の活動に対する助成の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 複数の教室等により共同で結成された団体が行う公演その他の活動への助成を原則とし、個々の教室等の発表会、公演その他の活動(他の教室等と共催するものを含む。)は助成の対象としないものとする。
- (2) 複数の教室等により共同で結成された団体が行う公演その他の活動であっても、次のいずれかに該当するものについては、助成の対象としないものとする。
 - ア 教室等の発表会とみなされるもの
 - イ 同一の流派に属する教室等のみで結成された団体が行うもの
 - ウ 活動終了後の解散を予定した団体が行うもの

(表彰の取り扱い)

第11 この公益信託は、募集を基本としており、すべての情報を収集したあと決定すべき表彰にはなじまないため、みずから表彰し、もしくは過去の事業に対する表彰の意図をもった助成は行わないものとし、あくまで将来の活動への助成を助成事業の内容とするものとする。

- 2 表彰を公正に主催できるとみなされる民間団体が行うコンクール等の表彰事業については、その事業が人材育成もしくはイベント事業の一環として効果があると認められる場合に限り、助成の対象とするものとする。その場合、助成事業者が表彰にともなって交付する賞金(類似の名称のものも含む。)及び賞品の購入に要する経費は、助成の対象から除くものとする。

(謝礼等の取り扱い)

第12 助成事業の実施に伴う謝礼、出演料(名目にかかわらず類似のものを含む。)は、原則として助成の対象としないものとする。

(旅費・宿泊費の取り扱い)

第13 助成事業の実施に伴う旅費・宿泊費は、原則として助成の対象としないものと

する。

(飲食費の取り扱い)

第14 助成事業の実施に伴う飲食費は、原則として助成の対象としないものとする。
ただし、事業実施に必要な要員（主催団体の構成員を除く。）の中食で軽易なもの、及び次項に該当する場合は、その限りではない。

2 国際交流のため、外国人を招いて行う交流会の飲食費については、その経費の3分の1以内の助成を行うものとする。

(ホームステイの取り扱い)

第15 ホームステイは、本来個人の善意を出発点とするものであるので、個々の家族のホームステイに要する経費については、助成の対象から除くものとする。なお、家族は、実施規程第3条第2号の「グループ」ではなく、個人に準ずるものとして取り扱うものとする。

(チャリティ事業等の取り扱い)

第16 チャリティ事業は、他に援助するための資金を得るのが目的であり、事業の収入支出は黒字になるように計画される性質のものであるので、助成の対象としないものとする。

2 発展途上国等の人々に援助の目的で持参する金品および輸送費については、民間団体による海外への援助活動が、人々の善意に基づくものであり、援助の金額や量ではなく、「心」を贈るものであるとの考えから、助成の対象としないものとする。

(地域間の範囲)

第17 実施規程第4条別表1-1の「地域間文化交流」、別表1-3「地域間交流」は、国内の他県との交流及び県内の都市部と農村部など他地域との交流を意味するものとする。

(一定の要件)

第 18 実施規程第 4 条の別表 1-2 「渡航して行う国際交流活動への助成」を受ける場合の「一定の要件」は、次のとおりとする。

- (1) 公募によって構成された渡航団体でないこと。
- (2) 滞在日数の 2 分の 1 以上が国際交流のための滞在であること。
- (3) 交流の内容、日程が具体的に定められ、相手側の対応が文書で確認できること。

(助成対象事業費)

第 19 実施規程第 5 条第 1 項に定める助成対象事業費は、助成事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる助成対象とするものの合計額とする。ただし、助成事業の実施に要する経費の総額（予備費を除く。）から、国又は地方公共団体の補助金、入場料など助成事業の実施に要する経費に充当することが特定され又は特定して充当することが妥当と認められる収入を控除した額が、別表に掲げる助成対象とするものの合計額を下回る場合には、当該控除した額を助成対象事業費とみなして用いるものとする。

2 助成対象事業費が 100 万円未満の小規模なものは、原則として助成対象としないものとする。

(寄付金等)

第 20 助成事業者がみずからの努力によって集めた民間企業からの寄付金、参加者負担金等は、助成事業者の自主財源とみなす。

施行期日 平成元年 11 月 20 日。
平成 2 年 4 月 27 日、一部改正。
平成 2 年 9 月 12 日、一部改正。
平成 6 年 2 月 21 日、一部改正。
平成 25 年 10 月 1 日、一部改正。
平成 26 年 10 月 1 日、一部改正。

別表（助成対象とする経費）

費 目	備 考
賃金	助成事業の実施に際し臨時的に雇用する者に係る賃金に限る。
使用料・賃借料	旅費に準じると認められるバス、タクシー等の借上料及び高速道路等の通行料を除く。
委託料	
印刷製本費	
通信運搬費	助成事業の実施に必要な郵便料、送料、運搬料に限る。
保険料	
広告料	
手数料	送金手数料については助成対象とする経費に係るものに限る。
翻訳・通訳料	
飲食費	助成事業の実施に必要な要員（主催団体の構成員を除く。）の中食で軽易なもの及び国際交流のため外国人を招いて行う交流会の飲食費に限る。
消耗品費・原材料費	助成事業の実施に必要な消耗品、原材料の取得に要する経費に限る。
その他	運営委員会において特に認められた経費

注) いずれの費目も、名目にかかわらず、実態により判断するものとする。